

＜参考資料＞

- 1 政府調達協定及び参加停止措置について
- 2 工事の発注区分
- 3 工事に係る入札方式別の実施状況
(令和4年度～令和6年度)
- 4 検査の種類
- 5 請負工事成績採点表

政府調達協定及び参加停止措置について

【政府調達協定とは】

- 平成8年1月1日から発効している世界貿易機関（※WTO）に関する国際条約。
- 同条約を批准している各国政府は、一定額以上の物品や特定のサービスを調達する場合、他の条約批准国供給者に対し、国内の供給者よりも不利な待遇を与えないといったことなどが義務付けられている。

《苦情処理について》

協定の対象となった調達に関係して供給者から苦情があった場合は、当委員会で検討し、関係調達機関へ提案等を行う。

※ WTO（世界貿易機関：World Trade Organization）

1995年1月1日に設立された国際機関であり、加盟国（2022.4 現在）は164 各国・地域

【参加停止措置とは】

- 法律違反等の不正又は不誠実な行為を行い社会的に批判されるべき事業者に対し、一般競争入札への参加等を一定期間排除する。
- 参加停止等の措置を厳正に実施することで、発注者の姿勢を明確にし、不正行為等の再発防止も含めている。

《措置基準について》

札幌市競争入札参加停止措置要領等で規定しており、国の発注機関等で統一的な運用を行うため「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」が制定している「指名停止モデル」に準拠している。

工事の発注区分

入札方式		説 明 ・ 特 徴			
①	一般競争入札 (WTO)	■政府調達協定の対象となる工事に適用する一般競争入札 ■令和 6・7 年度は、予定価格が 27 億 2 千万円以上の工事が対象 ■価格競争方式の入札 ■低入札価格調査制度を適用			
②	一般案件	■①・③・④以外の制限付一般競争入札 ■制限付一般競争入札とは、不良不適格業者の参入を防ぐため、入札参加資格に制限を設けたもの（工事実績・等級・地域要件など） ■価格競争方式の入札 ■5 億円（プラント工事は 2 億円）未満の工事は最低制限価格を適用 ■5 億円（プラント工事は 2 億円）以上の工事は低入札価格調査を適用			
③	成績重視型	■入札参加者を工事成績評定の平均点（過去 3 年間）の良好な者（各工種ごとに上位 50～20％を目安）に限定し、当該事業者と契約することにより工事品質の確保を図ることを目的とした制限付一般競争入札 ■価格競争方式の入札 ■最低制限価格と低入札価格調査の適用は②一般案件と同様			
④	総合評価方式	■総合評価落札方式の入札 ■総合評価落札方式とは、価格のみならず、他の要素（技術力・地域貢献）も加味して、総合的に評価の高い者と契約することにより、工事品質の確保を図ることを目的とした入札方法 ■低入札価格調査を適用 ■平成 27 年度から一括審査方式を導入 ■一括審査方式とは、複数案件をグループ化し、一組の書類により審査評価の高い者から順に、1 者 1 件を限度として落札者とする方法 ■平成 29 年度から簡易確認方式を導入 ■令和 6 年度に試行実施から本格実施へ移行			
		総合評価落札方式の型式			
		平成 26 年度 (3 型式)	平成 27 年度 (5 型式)	平成 28 年度～ (8 型式)	実施目的・評価内容
		簡易型	計画審査型	計画審査型	工事の品質確保のため、企業や技術者の能力・実績を重視
		技術評価重視型	実績評価Ⅰ型	実績評価Ⅰ型	
		地域貢献重視型	実績評価Ⅱ型	実績評価Ⅱ型	
			人材育成型	人材育成型 ※R6 年度から 人材確保・育成型	将来の担い手の確保・育成のため、若者や女性の雇用・育成を重視
			地域貢献型	地域貢献Ⅰ型	災害対応の担い手の確保・育成のため、防災活動・除排雪事業の実績を重視
				地域貢献Ⅱ型	
				一括審査Ⅰ型	一括審査を適用する場合の型で、Ⅰ型は実績評価Ⅱ型、Ⅱ型は地域貢献Ⅱ型をベースとして評価
				一括審査Ⅱ型	

参考資料 3

【工事】入札方式別くじ引き発生状況（令和４～令和６年度） （市長部局、交通局、水道局及び病院局の総計）

単位：件

年度	令和４年度					
区分	実施件数 (A)	通常落札 (B)	割合 (B) / (A)	くじ引きに よる落札 (C)	割合 (C) / (A)	平均くじ 参加者数
一般競争入札	1,169	635	54.3%	534	45.7%	7.9者
一般案件・WTO	786	375	47.7%	411	52.3%	8.6者
成績重視型	146	56	38.4%	90	61.6%	6.4者
総合評価落札方式	237	204	86.1%	33	13.9%	2.9者

単位：件

年度	令和５年度					
区分	実施件数 (A)	通常落札 (B)	割合 (B) / (A)	くじ引きに よる落札 (C)	割合 (C) / (A)	平均くじ 参加者数
一般競争入札	1,090	599	55.0%	491	45.0%	8.5者
一般案件・WTO	751	377	50.2%	374	49.8%	9.5者
成績重視型	121	43	35.5%	78	64.5%	6.5者
総合評価落札方式	218	179	82.1%	39	17.9%	2.3者

単位：件

年度	令和６年度					
区分	実施件数 (A)	通常落札 (B)	割合 (B) / (A)	くじ引きに よる落札 (C)	割合 (C) / (A)	平均くじ 参加者数
一般競争入札	999	562	56.3%	437	43.7%	11.0者
一般案件・WTO	662	315	47.6%	347	52.4%	12.0者
成績重視型	106	30	28.3%	76	71.7%	8.1者
総合評価落札方式	231	217	93.9%	14	6.1%	2.5者

参考資料 4

検 査 の 種 類

検 査 名		概 要 説 明	評 定
しゅん功検査	しゅん功検査	工事完了時に行う検査。	○
	部分しゅん功検査	既成部分の工事受け渡しを行うための出来形確認検査。	○
打 切 検 査		工事を打切る場合に、工事相当額を決定するための出来形確認検査。	—
部分検査	部分使用検査	当該部分を受け渡しせずに、使用する場合に行う、使用可能であるかを確認する検査。	—
	部分払い検査	請負業者の請求に基づき、既成部分の工事相当額（部分払い額）を決定するための出来形確認検査。	—
臨時検査	中間技術検査	品質確保のために行う検査で、特記仕様書で1回以上の工事中間時の検査実施を義務付けている。	—
	臨時技術検査	65 点を下回る評定点を受けた請負業者に対して次回以降の受注に際して行う検査。品質及び安全の確保と技術指導を目的とする。	—
	低入札価格調査要領に基づく検査	下請業者への支払い状況の確認を主たる目的とする検査。	—
手 直 検 査		工事の検査結果に基づいて要求した手直工事が完了した時に行う検査。	○

参考資料 5

様式 1 号（共通）

請 負 工 事 成 績 採 点 表

局 部 課

工 事 番 号	() 第 号	工 種		工事内容																																
工 事 名														契約金額（最終）																						
請 負 者 名														契約工期	令和	年	月	日から	令和	年	月	日	完成年月日	令和	年	月	日									
考 査 項 目		工 事 主 任					工 事 主 任 の 上 司							検 査 員 ()							検 査 員 ()							検 査 員 (しゅん功)								
		氏名					氏名							氏名							氏名							氏名								
考查項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																														
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																														
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15		
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																							
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																							
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																														
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20		
	II. 品 質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25		
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5			
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2	※2	+																																	
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	※3	+																																	
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0																									
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		± . 点					± . 点							± . 点							± . 点							± . 点								
評定点（65点±加減点合計） ※1		① . 点					② . 点							③ . 点							③ . 点							④ . 点								
評 定 点 計		① 点 × 0.4 + ② 点 × 0.2 + ④ 点 × 0.4 = 点																																		
7. 法令遵守等 ※7							点																				点									
総合評価 技術提案	技術提案履行確認 ※8						履行 不履行 対象外																													
総合評価 ※9	市内企業施工確認																													達成 未達成						
評定点合計 ※10		○評定点計（ 点）±法令遵守等（ 点）- 市内企業施工確認（ 点）= 点													総 合 評 定 点							点														
作 成 日		令和 年 月 日					令和 年 月 日							令和 年 月 日							令和 年 月 日							令和 年 月 日								
所 見 ※5		(工事主任)					(工事主任の上司)							(検 査 員)							(検 査 員)							(検 査 員)								

※1 65点 + 1.～3.の評定（加減点合計）+ 項目4.～6.の評定（加減点合計） = 評定点
各評定点（①～④）は小数第1位まで記入する。
※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価に際しては、工事主任からの報告を受けて工事主任の上司が評価するものとする。
※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
※4 4.、5.、6.は加減点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
※5 所見は特筆すべきことがあった場合、また評定点が80点以上、65点未満の場合は必ず記載するものとする。
※6 各考查項目は、考查項目別運用表の項目により採点する。請負者が自主的に実施している場合に評価するものとし、監督職員からの指導や助言により実施したものは評価の対象としない。採点は検査員に先立ち、工事主任、工事主任の上司が行い、検査員はしゅん功前に行った検査（中間検査等）の内容も踏まえて、しゅん功検査時に行う。
※7 法令遵守等の評価は、工事主任の上司と検査員が行う。
※8 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
※9 市内企業の施工比率を規定した総合評価入札工事において、当初申告された市内企業の施工比率が達成されていない場合は、『未達成』を選択する。
※10 評定合計は、四捨五入により整数とする。

室 長	課 長	係 長	部 長	課 長	係 長	工事主任

工事成績採点の考査項目別運用表（土木工事）

（土木・工事主任用）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 ☒ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 ☐ 工事に係る全ての工種について、現場条件を考慮した施工計画を立案した内容となっている。 ☒ 詳細に渡る全ての作業分担と責任の範囲が明確に関係図書（施工体制台帳、体系図等）で確認できる。 ☐ 工事工程計画を大幅に短縮させる施工体制を確立し、工期短縮が地域住民に寄与した。 ☒ 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も見易い場所に掲げられ、現場と一致している。 ☒ 元請が下請の作業成果を検査している。 ☒ 工事カルテの登録は、監督職員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われ、必要に応じて変更登録を行っている。 ☒ 全ての使用予定材料の品質が設計図書の目的に合致する根拠と証明書が事前に提出され、監督員の承諾を得られている。 ☒ 品質管理に関する社内体制が確立され、社内検査などの時期や確認事項が工事全般にわたりよく把握され有効に機能している。 ☒ 建設労働者の処遇改善のため、各種退職金制度の加入状況の把握や、未加入事業者に対し建退共制度への加入を促し、建退共の場合は証紙の配布や受け払い簿等による管理が適切にされている。（下請負者含む） ☐ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ☐ 共同企業体の施工においては、共同企業体協定書、共同企業体編成表に基づく適正な運営がなされていることが、共同企業運営関係書類で確認できる。 ☐ その他 理由： ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（ 80 ％）＝該当項目数（ 8 ）／評価対象項目数（ 10 ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が4項目以下の場合はc評価とする。 ●判断基準 該当項目が90%以上・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・b 該当項目が80%未満・・・c 上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d e により評価する。 ☐ 日常的に、監督員等に対して施工体制一般に関する事項に対しての説明等が不適切な場合。 ☐ 日頃より、施工体制一般事項の不備等についての指摘を受けた場合。			☐ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	☐ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

●判断基準

該当項目が90％以上・・・・・・・・a

該当項目が80％以上90％未満・・・・b

該当項目が80％未満・・・・・・・・c

上記の評価に関わらず下記の事項に該当した場合 c d e により評価する。

☐ 日常的に、監督員等に対して施工体制一般に関する事項に対する説明等が不適切な場合。☐ 日頃より、施工体制一般事項の不備等についての指摘を受けた場合。